

報道発表資料
令和3年11月15日
教)教職員課

職員の懲戒処分について（令和3年11月教育委員会定例会）（議案第21号関係）

No	No. 1	
処分年月日	令和3年11月15日	
処分の種類	停職3月	
処分の理由	建造物侵入、軽犯罪法違反	
	被処分者は、令和3年7月11日（日）午後2時頃、一関市内の量販店の女性専用トイレに侵入し、トイレの個室に入った女性を盗撮する目的でスマートフォンを同トイレ個室に差し向け、撮影録画した。	
事件発生 年 月 日	令和3年7月11日（日）	
被 処 分 者	年齢	50歳代
	性別	男性
	所属	小中学校
	職名	副校長
備 考	一関市内	

【教職員課 小中学校人事担当（内6128）】